

議員提出議案第5号

教職員と専門的知識を有する者等による組織的な学校指導体制の構築を求める 意見書

グローバル化の進展や生産年齢人口の減少など、社会や経済の急速な変化を背景として、地域や家庭を取り巻く環境が変容を重ね、いじめや不登校など、学校現場の抱える課題は複雑化・多様化するとともに、深刻の度を増しています。

加えて、保護者等からの要望や貧困問題への対応など、学校に求められる役割は拡大し、学校や教員だけでは解決することができない課題も増大しています。

また、教員の勤務実態に関する国内外の調査により、我が国の教員の長時間勤務の実態が明らかにされています。

このような中、教員の負担を軽減し、学校現場で持ち上がる様々な課題に迅速かつ的確に対応していくためには、個々の教員が個別に向き合うのではなく、組織として課題解決に取り組む体制を創り上げることが急務となっています。

よって、国においては、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴をいかしつつ、複雑化・多様化し、より深刻化する様々な課題に対応し、専門的知識等を活用した組織的な学校運営・教育指導の体制の構築を進めるよう、以下の事項について早急に取り組を進めることを強く求めます。

- 1 専門的知識・技能を有する者などが教員と連携・分担して学校運営や教育活動へ参画できる制度の確立に向け、法整備を含めた必要な措置を講ずること。
- 2 部活動の指導を行う教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくため、休養日の設定を徹底するとともに、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部に所属する大学生等、地域の幅広い人材が部活動の指導等を行うことができる環境の整備を進めること。
- 3 教職員体制の整備充実を図るとともに、教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 4 教員の長時間労働を是正し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、教員の勤務実態を的確に把握するための定期的な調査を実施するとともに、メンタルヘルス対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月21日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之
	同	高柳俊哉
	同	井上伸一
	同	神田義行